
平成26年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成26年3月7日 (金曜日)

議事日程 (3)

平成26年3月7日 午10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 武谷久美子 総務課長 小野義之
企画政策課長 中西新吾 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 入江真二 住民課長 池上亮吉
福祉課長 吉永博幸 地域づくり課長 松尾徳昭 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本石美香 病院事務長 森田幸次 競艇事業局次長 大長光信行
事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。
よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により、質問を許します。まず、8番、小田議員の一般質問を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

おはようございます。8番、小田でございます。通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

件名といたしましては、金屋、中ノ浜地区のいわゆる国道495号線と申しますか、通学路の安全性について。要旨といたしましては、金屋公園の整備と相まって、中学生の登下校時の安全のために、通学路を遠賀川の導流堤に変更するという計画が過去示されておりましたけれども、その後、その進捗状況につきまして、お尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

今まで、金屋区、中ノ浜区の区民の方を対象に、地元説明会を2回、平成23年9月2日と平成23年11月1日に行いましたが同意を得られず、平成25年3月25日には区長の意向もあり、対象を導流堤と入江文具店の通りに挟まれた区間の方に限定し、意見交換会を実施しました。結果として、通学路変更の同意を得ることはできませんでしたが、今後も協議継続の願いをして終わっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

地元の関係者といえますか、今申されました方たちは、大体何名くらいおられますかね。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

対象としては、区間の方が十数軒が対象となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

なかなか、導流堤への変更が厳しいということでございますけれども、関係者の皆さん全員が反対という立場でしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

全員ではございません。数名の方が特に反対されているという状況でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

反対の大きな理由、これは答えられるならばお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

今まで、3回行いました協議の中で、出て来た意見として主なものを述べたいと思います。国との約束で人を通さないはずだった、それから、通学路にするなら祇園崎までの人との了承が必要だ、それから芦屋橋からそのまま真っすぐ行って、大きな道を遠回りすればいいと、そのほかに中学校のマナーが悪い。自転車で3列で行くなどということも、意見としては出ておりました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

理由としては、多々あるかと思えますけれども、大きな理由の一つとしてプライバシーの侵害というようなことが言われておると思えますけれども、そのことにつきましては、導流堤建設の際に、建設省と地元のほうでの約束事として、この堤防、導流堤には人は通さないという約束がなされたということにつきましては、私も承知をしております。

しかし、当時と現代では、社会状況と申しますか、車社会と申しますか、そういう状況は非常に大きく変化しております。その中でも、車の増加とか、それから自転車利用者の増加等が考え

られるわけですが、そのことによって、この通学路の安全が侵されているんじゃないかなというふうに思っております。

こういう社会状況の変化によって、そのことを踏まえて、いま一度、地元のほうと協議を進められる考え方があるのかどうなのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

この点につきましては、今まで3回行った中で、同意を得られておりませんが、最後の最後にこれは継続して協議をしていきたいというお願いをしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

山鹿方面からの生徒数、これは大体何名ぐらいおられますか。それと、その中で自転車通学が許可されている生徒の数がわかりましたらお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

山鹿方面から芦屋橋を通ってくるということで、山鹿地区からの1年から3年生までの合計になります。合計が228名、その内自転車の利用者が188名、82.5%となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

非常に多くの生徒たちが、この通学路を利用して登下校しているわけですが、ご承知のとおり、国道といえども道幅が非常に狭く、通過車両も大変多い危険な通学路であると言えます。このことは、地域の人たちも十分に認識してあるだろうというふうに思いますが、そういう中でご承知と思いますけれども、1月の24日の夜8時40分ごろに、この通学路の区域において自転車に乗られた高齢者の方が、トラックと衝突され不幸にして、亡くなっております。大変痛ましい事故もここで発生しておるという事実でございます。

幸いにして、今日まで中学生の事故等は発生しておりませんが、ちなみに子どもたちが絡む県内の事故件数をちょっと申し上げますが、小学生が絡む事故これが1,026件、それか

ら中学生が絡む事故が529件発生しておるといふことでございます。そういう現在の道路状況からしまして、いつ何どき、この場所において事故が起こっても不思議ではないわけでございます。

そこで、この亡くなられた自転車の事故の経緯は、被害者の方は右側を走行されておったということで、貨物トラックと正面衝突をされ亡くなられたというふうになっております。自転車は、先般の一般質問でも私申し上げましたけれども、車と同様に道路交通法が適用されるんだよということでございます。

このことは、十分にやはり、自転車利用者には周知する必要があると思いますが、学校において、子どもたちに教育の現場でどのように自転車走行について周知されておるのかお尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

中学校におきましては、年2回ほど生徒に対する交通安全の指導を行っております。それから自転車通学を希望する生徒に対しましては、自転車点検の折に、2列で通行することの禁止、それから歩道を通行することはどういうときかということで、基本的には自転車も車両ですから左側通行になります。それでも、道路工事や左側部分に駐車の手車があったり、自動車の交通量が多いと接触事故の危険がある場合などには、歩道を通りなさいということ。

それから、普通、自転車は歩道通行可という標識があるところは歩道を通っていいよと、それから横断歩道におきましては、自転車に乗ったまま歩行者がいなかったか、歩行者の妨げがない場合においては乗ることできるというような指導を行っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

この通学路の導流堤への変更について、先ほどから地元の皆様方の意向をお伺いしたわけでございますけれども、理解をいただくことが非常に困難であるならば、事故が発生する前に通学路の一部変更ということも考えられるんじゃないかと思っておりますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

近いところの道路の中で、現在の中学校の通学路に勝る道路はありません。芦屋保育園の前の道路にしましても、坂道であり両サイドに住宅がありません。それから見通しが全くきかない。そういう状況であります。

また、役場前の駐車場通って行く道路につきましても、途中から道幅が狭くなっており、自転車と自動車が離合できないと、というような状況になっております。こういった状況の中で、今の入江文具店前の道路、大変危険であると、先ほど議員ご指摘のように死亡事故も出てきております。

そういった中で、継続的に通学路変更の協議を続けていきたいと、近々、意見交換会を実施したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

今、通学路の変更については、現状の通学路周辺より勝るところはないということでございますけれども、一つの路線として、役場の横を通って、そして役場前の信号を左折して、白浜町信号を左折して、校門のほうに向かうと、若干遠くはなりますけどね。この路線については、ご承知のとおり、歩道が整備されております。したがって、道路幅員が狭い場合は、もう歩道を通ってもいいよというような自転車につきましてはですね、いいよということになっておりますので、ここも一つの検討をする場所としてはあるんじゃないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ご承知と思えますけれども、2012年度の県内の通学路の安全点検が行われております。この中で、対策が必要な箇所、これが421カ所あるということがございます。そのうち、この2014年度において、整備するところが55カ所というふうに言われておりますが、この芦屋町におきましては、道路幅員がどこも狭いわけでございまして、一番安全策がとれる歩道の設置というのは非常に厳しいと思えます。

いずれにいたしましても、るる申し上げましたけれども、生徒たちを初め、多くの通行者の方々の安全のためにも実効性のある事故防止策を早急に確立されることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、小田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、4番、妹川議員の一般質問を許します。挙手をお願いします。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。おはようございます。この件名1、22年度特別養護老人ホーム50床の公募手続と不採択についてというところから始めたいと思います。

福岡県第6次高齢者福祉施設等整備計画は、芦屋町には24年度から26年度までの3年間で特別養護老人ホーム80床の枠が設けられ、芦屋町の入所待機者が多数おられる状況において、朗報であったはずですが、しかし、平成24年度そして25年度と2年にわたって、開設できなかった。その理由には、町は公平性、平等性、中立性に基つき業者を選定し、選定審査し、選定しなければならないのに、何かしら作為の跡がありありと見えていたように考えられます。

これら一連の流れを見てますと、特別養護老人ホームの公募方法や、応募手続きの不適切さが平成22年度から始まっていたのではないかという疑念を抱かざるを得ません。

平成22年度特別養護老人ホーム50床の枠が与えられ、町は田屋地区に開設するというM事業者を推薦したにも関わらず、不採択になりました。この件が見過ごされています。その真相がいまだ、明らかにされておらず、説明責任も果たされていない、この件については過去2度質問をしているが、再度質問いたします。

①広報あしや及び芦屋町ホームページに公募手続について掲載したのか、再度確認する。前回、やっておりますので、簡略にお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

公募手続につきましては、福岡県の提出期限が22年6月30日であることを踏まえ、町ホームページに6月11日を町への提出期限として、5月18日に掲示しています。また、公募を行ったことは、22年第4回定例会の際にも説明させていただいています。

特別養護老人ホームの整備事業者の公募については、対象を全国としていますので、速報性や広範囲に周知する必要があります。広報あしやには原稿の締め切りという時間的制約があることから、十分に告知が行えないという判断のもと、町ホームページを活用したものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

それでは、前回ホームページを開設したということであれば、サーバーに残っているはず。ところが、サーバーはホームページを削除しておりますので、そのデータはありません。そして、そのWebサイトに載せられた公募の資料と、それからコンテンツについても削除してあります。

たので、ありませんということでしたが、その確認でよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

コンテンツ等はサーバーから削除して現在はございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

その間、一年以上になります。私もそういうホームページ作成する方々、それからサーバーとか、そういうことのできる方、それから他町の職員の方にも聞いてきましたけど、そういうようなホームページに載せたものを普通5年間は残す、残さない場合であってもそういうデータが今後の資料のために、翌年、そういう資料の中に必ず保存しますよと。プリントアウトして残しておくということなんですけど、そういう応募要項や公募手続の資料はないということでしたけれど、間違いありませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

残っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういう多くの方に、専門家からも聞きましたけれど、そういうような言い訳といいますかね、言い訳の答弁なんか誰が信用しますかということを一言申し上げておきます。非常におかしいと思います。もし、町がいうように、データを削除した、資料はありませんということであるならば、これが事実であるとするならば、文書事務取扱規程に違反するというふうに私は解釈しております。

次に行きます。田屋地区に開設する申請をしたM事業者はなぜ不採択になったんでしょう。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

その答弁の前に、今、文書事務、公文書の取り扱いに違反すると言われておりますけども、それは該当しませんということは、以前答弁させていただいたとおりでございます。

それから、不採択理由なんですけども、福岡県は不採択理由を公表していません。したがって、だれも理由を知ることはできません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

平成22年度は、選定委員会を設置していたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成24年度整備分、25年度整備分、26年度整備分は福岡県が芦屋町を整備対象区域として整備枠を示していることから、それに基づいて芦屋町独自の募集要項を作成しています。しかし、平成22年度の公募は遠賀中間地域で50床の整備枠とする福岡県の公募方法のもと、整備方針が出されたものであり、芦屋町独自の公募要項は作成せず、全て福岡県が示した整備方針に基づいた手続としたために、選定委員会は設置しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

不思議ですね

——町はそういう県がどうのこうのではなくて、町独自でなぜやらなかったのか、非常に不可解です。

じゃあ、次行きます。

4番目、この議会に対して、また町民に対して不採択の結果報告を行いましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町単独で福岡県から特別養護老人ホームの整備枠を与えられた公募については、結果報告

を町は行っています。しかしながら、22年度は福岡県が遠賀中間地域を対象とした整備を示した公募のため、福岡県が結果説明を行うべきものであって、その結果も福岡県のホームページに公表されています。

なお、22年第4回定例会の際にもご説明させていただいております。

以上です。

○議員 4番 妹川 征男君

ちょっと、聞き漏らしました。最後のところをもう1回お願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

22年、第4回定例会の際にも説明させていただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今のところの何年の何月ということをちょっと教えてください。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成22年12月の議会でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

前回の質問では、議員の皆さんは全く知らされていないではないかと、町民はもちろんですが、田屋区民ももちろんですが、平成22年度の50床については、全く知らされていないというこの質問に対して、課長は平成22年6月14日に民生文教委員会常任委員会で説明しておりますと、いうことでしたから、今の22年12月議会のことについては、全く私にはそういうのがありませんでしたから、今びっくりしております。

また調べます。

それですね、私は22年の6月14日の常任委員会の会議録がちょっと、今、手元にあるわけですけど、このときは、出席委員の方が6名、民生文教委員会の方がおられます。今現在、席

に着かれておりますが、そのときの資料の中で、6月議会の議案の審議をされた後に、委員長がほかにありませんか、きょうは質問を打ち切りますと言った後に、福祉課長、当時の福祉課長、今前におられますけど、課は変わっておられますけど、報告があります。特別養護老人ホームの関係で、県では遠賀中間地域で制限している420床を第5次計画で80床の増床を認めました。

420ですから、それに80ですから500ということですね、500になったということをおっしゃっています。そのうち60床は岡垣町、堤病院辺りに、20床は中間市にできるようです。合計すると500床になります。さらに政府の、ここですね、政府の緊急経済対策の補正によって遠賀中間地域でさらに50床の増加も出されています。町内の一事業者が応募しています。

今から考えれば、M事業者ですね、他の業者の応募もあるようですので、最終的には県の判断になると思いますが、このような動きがあるということを報告しておきます。

で、ある議員が、他の業者とはどこですかと、水巻の業者です、競争になります、そういう松快園のことだと思いますが、これだけを報告しているというふうに、前回の一般質問の答弁ではそうでしたので、私はこういうふうに考えておりましたけど、では、今、22年の12月議会で、報告をしたということでしょうけれど、町民の皆様には、報告はなされましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど、答弁申しましたけれども、これは22年度はというのは、福岡県が遠賀中間地域を対象にしているということで、個々によって公募が行われおりますので、福岡県が結果説明をすべきでいうことであって、その結果を福岡県のホームページに公表したということで、全国的に報告したということで、町民の方もご理解されているというふうです。

以上です。

○議員 4番 妹川 征男君

福岡県が、福岡県がと言われますけどね、25年度においての三軒屋地区のあの分筆とかみなしの同意書に関しても違法性があるのでないか、脱法的なものがあるんじゃないかというような中において、県に、県に、県に随時それで確認をとったというようなことをおっしゃってましたけどね、この問題についても、なぜ、県に、県がやるからということではなくて、芦屋町が町長の意見書に基づいて推薦していったわけでしょ。

であれば、当然、町民の方々、そういう入所希望者がたくさんおられる中に、こういうような50床が県から与えられ、そして申請をしたけれども、結果的には不採択になってしまったというようなことを、報告する義務があると思いませんか。

なぜなら、24年度、25年度、26年度については、きめ細かに広報あしやに、ホームページ

に出しているではありませんか、なぜ22年だけはそのようにしなかったんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

24から26の整備分につきましては、芦屋町で募集要項を作成しておりますので、これに基づいて報告、説明を行ったと。それから22年度は県が公募を行っておりますので、遠賀中間地域で公募を行っておりますので、やり方が違うんで、町としては特段のホームページで報告ということはやっておりません。

以上です。

○議員 4番 妹川 征男君

では、5番に行きます。

申請事業者M社は公募要項の中の留意事項たくさんありますが、その留意事項に基づいた応募書類を提出していたかということですが、たくさん留意事項があります。その中の田屋区長の同意書はとれていましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

このことに関しましては、現在、芦屋町を被告として裁判が提訴されています。弁護士にも確認しましたが、この裁判と関連性がございまして、答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、地区住民説明会の議事録は提出されてましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほどの答弁と同様とさせていただきます。この提出書類、留意事項に基づいた書類ということに関しまして、裁判と関連性があるということですので、答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

留意事項には、その建設予定地の道路を挟んでの隣接地権者ないしは、水路を挟んでの地権者、
そして、_____

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほどと同様の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今、現在裁判が行われて、芦屋町が被告ということになっておるようですが、じゃあ、その
結審はいつですか、そして判決はいつですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現在のところ、3月の18日が予定されております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

判決が今3月18日でしょうけれど、同意書が出ているか、出していないかということが何で弁
護士にいちいち相談しなくちゃならないんです。同意書が出ているかどうか、田屋地区の同意書
の出ているか出っていないかということだけでいいわけですよ。出ているんでしょ、どうなんです
か。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

答弁は先ほど申しましたように、弁護士に確認しておりますので、先ほどの答弁と同様とさせ
ていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

前回の三軒屋地区の先ほど言った、耕作者ですね。借地して耕作をしている人の同意書が出ていますかと、いうことに対して裁判中なのでお答えできませんということでした。もう、あの裁判は終わっているんですか、終わってないんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そちらのほうの裁判の件については、結審しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

だったら、当然、あのとき答えていただけるものが、裁判の係争中であるからということで、お答えなりませんでした。であれば、そのいわゆる耕作者の同意書はありましたか、受け付けていましたか、どうなんですか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、通告書にない質問ですので取り消してください。

○議員 4番 妹川 征男君

はい。

○議長 横尾 武志君

平成22年度の質問でありますのでね。

○議員 4番 妹川 征男君

はい。議長、それはですね、前回私は、はねつけられたわけですよ。だったら、関連質問ということで、当然、答弁する必要があるんじゃないですか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、先日から議会改革で関連質問はだめですと、あなた決めたばかりですよ。

だから、この通告書に沿って、通告書どおり、お願いします。

○議員 4番 妹川 征男君

わかりました。

では、6月議会でその辺は具体的に書いていきたいと思います。

先ほど、判決は3月18日ということですけど、私は芦屋町はNPOニューオンブズマンから行政訴訟事件として町は訴えられていますね、裁判が行われていると、それで、今、その代表者の方からこのような書類を受け取っているわけですけど、これについてはお答えいただけませんから、読み上げて皆さん方に情報として提供しておきます。

平成26年1月14日に芦屋町の顧問弁護士8名の方から被告の顧問弁護士ですね、原告NPO法人ニューオンブズマンに対して、反論のためのいわゆる準備書面というのが出ております。

これは、原告、原告というのはオンブズですね。原告は平成22年度の本件計画の際には、隣接地権者の同意の取得や、地域住民への説明会は行われていないと主張するが、明らかに事実と異なるのでこの点について反論しておくという、被告側の弁護士の答弁ですね。

平成22年度高齢者福祉施設等の整備方針、別紙の協議に当たっての留意事項、建設予定地については、建設予定地の隣接地の地権者、道路や水路等を隔てた土地の地権者を含む及び水利権者の同意、並びに建設予定地の関係区民の同意に対する説明、説明会の議事録があることが要件とされています。

また、平成22年度高齢者福祉施設等、施設整備に関する協議手続についての提出書類一覧、建設地域への住民説明会議事録や隣接する地権者の同意書が上げられていることから、明かなとおり、平成22年度の事業計画の申請において、当該事業者はM社ですね、当該事業者は隣接する地権者全員の分ではないものの、同意書を提出し、建設地域での住民説明会議事録も提出していたのである、隣接する地権者に対する説明や同意取得を行っていたというような内容、まだ少しありますけど、このような内容を芦屋町は裁判所に出しているわけですよ。

まあ、これどういうことですかといっても、答えられないということですから、仕方ありません。

それで、もしこれが事実とするならば、ときの担当者である課長は、こういう田屋地区の同意書、田屋地区の同意書が出ていたかどうかということを確認されたのかなど、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

事実は協議書が県のほうに提出され、県として協議書が受理されているということだけでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この22年度の50床の件というのは、私も知ったのは24年の3月に知ったんですよ。こんな22年度の50床があるということを知ったのは、田屋区民も初めて24年の3月に知ったんですよ。

そして、その当時の区長は、前区長に確認に行きました。そうすると、22年度の50床が出てきていると、そして印鑑を押したということなんですね。

私もこういうような、書類が出て、私は直接、その当時の区長、組長、それから区民の皆様方にも聞きましたけど、全くそのような総会なんかは開いてませんよと。また、当時の区長さんは、同意をしてくれということだから、同意はしたけど、総会を開かなければならないって知らなかったと。

これをお見せしました。びっくりしてましてね、芦屋町ってこんなことまでするんですかと、いうことでしたけど。これはM事業者がつくったのか、そういう会議録をですね、町がつくったのか、いずれにしろ、もしこれが本当であれば捏造、偽証でしかないじゃないですか。偽装というか、偽造というか、私は裁判用語はわかりません。法律用語わかりませんが、捏造であることは間違いないだろうと思っています。

私は法律家でもありませんから。こういうことが平然と行われること自体がどうなんでしょう。私はこのような、準備書面をいただいて、よくもようこんなことを裁判所に提出したなど、啞然とするとともに町の意図、それからその心境を推し量ることができません。しかもこれ証拠物件ですよ、公文書でしょう。どうなんですか、この辺は、答えていただけませんか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、何を答えるわけ、何を答弁すればいいの。

○議員 4番 妹川 征男君

はい、こういう文書を出した真意を聞きたいと、これも通告書にはありませんけど、もし、答えていただけるならと思っています。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

真意というか、考え方はございません。事実だけを、事実というか、準備書面として書類をまとめただけでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ということであれば、芦屋町が偽装的にというか、捏造してつくったというわけではなくて、それはM事業者がつくったものだなというふうに考えていいものでしょうか。でも、これについても通告書にありませんから、次回に回します。

ただ、この問題については、そういう地区の総会の議事録というものが、提出されていたとしたらばですよ、やはり、担当課の職員は事実かどうかということについて、確認をする必要があったと思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

当時のお話につきましては、ちょっと私は答えるべきものではございませんので、ちょっとお答えはできません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

次の機会に回しますので、そのときには、ぜひ、その当時の担当者の方からお聞きしていただきと思っております。

それで、私はこういう法を守らなければならない立場の行政が、この準備書面4を、何を思って提出されたのかなと、その当時はそう思われていたかもしれません。それは業者が出したのかもわかりませんが、これを裁判所に出すときにはもう一度確認すべきであったのではなかろうかと、こう思うんですよね。

それを確認なしに出されたことの心境が心理がわからないと言ってるだけ。

はい、次行きます。

では、町長にお尋ねしますが、このような不備な書類を、不備でないかもわかりませんね、芦屋町がそれを信じていたかもしれません。田屋地区で総会が行われた、しかも会議録もあると、そう信じられていたかもしれませんが、町はその書類を受理し、選定委員会も設定せず、県に意見書を提出した根拠、その根拠といいますかね、何を基準にして、県に意見書を提出したんですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、どういうふうに答弁していいのか、ちょっと妹川議員の22年度のことで、どうして町長

の副申書を一緒に提出したかというというご質問ですかね。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

選定委員会もないわけですよ。やっぱりその基準があるじゃないですか、この業者がM業者がいいという判断をされた基準は何だろうかと思うわけですよ。その留意事項に基づいて、それから先ほど、読みました提出書類一覧表というのがあるわけですよ、福祉施設等整備に係る協議手続についてというものがある中で、何を基準にして根拠にして、そのM事業者を選んだのかという、その基準がわからない。

そして、22年の6月29日に意見書を出されてますよね、そこら辺の基準は何だろうかというふうに思って、今質問しています。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

細かいことはちょっとあんまり認識してないんですが、芦屋町の業者さんが介護事業者さんが手を挙げたと、そして、県に提出する際には町長の副申書を一緒に沿えて出しなさいということで、内容は、中身については今妹川議員が語る言われましたけど、いろんないきさつ等は、妹川議員のお考えの部分が大分あるかと思うんですが、私が聞いているのは、とにかくその当時22年度、23年度も24年度もそうなんです。

とにかく、県は提出してくださいと、書類は提出してくださいと。後は、県が判断しますと、審査しますと。書類をある程度あればいいですよと、たしか、そういうふうな説明は聞きました。そういうことで、この22、今何があったかわかりませんが、芦屋町は待機者が多いわけで、芦屋町とすれば特養の開設を望んでいるところであります。

22年度も、その言われているM事業者が不採択になりました。24年度は両業者とも、書類の不備で提出するまでには至ってない。

25年度は、2つありましたよね。そして、芦屋町の選定委員会で1社が選ばれました。その1社を県に出したら、その業者も不採択になりました。ということで、何が言いたいかというと、県はとにかく出してくださいと、出しました。そして、県が審査して、不採択する、そのことを、その中身をいろいろ精査されているようですが、あくまでも課長は、いつも言っているように、これは、私は妹川議員の質問にも何回もお答えしたんですが、これは、もう県のいわゆる裁決権というか、県が審査をして、県が決める。

町は、結局事務委託を受けている、だからそれが県と相談して、いいですよ、これでいいです

よ、出しなさいと、その指示に従った、やりましたという結果であって、特に今度の24、25、26年、3カ年につきましては、前もお話したように、これは多額のいわゆる県が補助金をついているわけですね、1床につき350万円、80床なら2億8,000万円の補助金、特にこの3年間につきましては、県が非常にシビアに結局求めてきたというのは現実ではないかと思っております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

とにかく、この問題については、22年度に関しては、3回目になりますけれど、とにかく非常にね、応募手続に、それからそれに対して、非常に疑問ばかりです。

まずね、ネット上で公募手続を掲載したが、公募手続のデータを削除した、そのためデータ内容の資料はない、そして総会は開かれていないにもかかわらず、総会は開いた、会議録は提出されているという、そういう捏造的な文書をね、裁判所に提出する、何かしら町は職権による情報操作を行って、そして特定の事業者に便宜を図ろうとしていたのではないかなというようなことを、疑わざるを得ないんですよ。

まあ、そういう22年度のボタンのかけ違いと言いましょうか、そういうような中からですね、24年度、25年度となかなか決まらなかったわけですけど、まあ、先日ですね、26年度は特養の80床が採択されたとの報告がありました。

しかし、このように延々と3年間も延びた、そうじゃないんです。22年度からですよ、22、23、24、25、26、4年、5年延びているわけですよ。これらの一連の流れを見るとですね、その特別養護老人ホームの公募方法、それから応募手続に、何らかのそういう不適切な行為があったのではないか、そういう疑念を抱かざるを得ません。

まあ、最後になりますが、厚労省は特別養護老人ホームの入所対象を平成26年度から要介護1以上から来年度、今年度、原則として要介護3以上に限るとの法案を提出していますね。決定しているかどうかわかりませんが、これまで要介護1から5までの入所できるとされていた人が介護制度が変われば、要介護3以上でなければ入所できなくなります。

もし、26年度がその大君地区にできたとしても、要介護3以上の方しか入れないということになります。この22年度に50床の特養の開設が行われておれば、入所希望者がたくさんいらっしゃるわけですけど、他町の施設に入所することもなかったろうと思うし、また入所待機者もなかったと思われて残念です。

ぜひですね、そういう住民に対する情報提供というか、そういうものを正常な形にやっぱり戻してほしいなということを願ってこの件については終わります。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、最後までお聞きしたんですが、妹川議員のその議会においての、今までの答弁、例えば、情報操作だとか、捏造だとか、ということは不適切ではないかと思うわけですね。

これは、今じゃなくて結構ですので、議長にお願いしたいんですが、この発言につきましては、ぜひ、議会運営委員会でよく審査していただきたいと思っております。

我々は、執行部はいろんな法律等に基づいて、事務執行をやっております。今回のこの特養の件につきましても、県、県って言われるけど、これは、あくまでも何度も言うように県の指示通りにやった結果であるわけでございます。

そういうことで、不適切な発言が多々見受けられますので、その辺はよく議会のほうでご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今、町長からそういう不適切発言ということでありますで、後ほどよく精査いたしましてしかるべき処置をとらせていただきます。

続けてどうぞ。

○議員 4番 妹川 征男君

前日もそういうような形で、不適切な発言があったのどうのかましてから、町長のほうから議長に対して要望書が出ておりましたけど、私はそれは前日もそうでしたけど、議会介入だと、私は情報。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

はい、それが……。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。発言とめるよ。そういう話はもういいと、今度次行きなさい、次。（傍聴席から発言する者あり）

発言はできない。退場させるよ。（発言する者あり）

○議員 4番 妹川 征男君

はい。じゃあ、次に行きます。（発言する者あり）

○議長 横尾 武志君

退場。（発言する者あり）退場させて。（発言する者あり）退場させて、後で話す、退場。
(発言する者あり)
退場です。

[傍聴者 退場]

○議長 横尾 武志君

妹川議員どうぞ。

○議員 4番 妹川 征男君

次は、2番目の芦屋住民参画まちづくりの理念に基づいて施策が行われているかということで、芦屋中央病院の移転建てかえ事業及び大君処理場跡地に太陽光発電設備の誘致が図られているが、住民参画まちづくりの理念に基づいて行われているかということで、そういうまちづくりの理念というのはどういうものかという質問ですね、もう、簡略にお願いします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋町には、住民参画まちづくり条例があります。条例には、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、町と住民とがまちづくりに関する情報を共有し、一人一人の持つ知識や知恵、感性などが十分に生かされるまちづくりが必要です。

このような認識のもとに、町と住民が住民参画によるまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定しますとうたわれおり、基本理念は第3条で、まちづくりは自治を推進するため、町と住民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めるものとする。

町及び住民は、芦屋町総合振興計画の実現のため、それぞれの責務と役割のもと、協働してまちづくりを進めるものとするとうたわれております。

では、どういう種類の情報を公表するのかということでございますが、一点目は、住民生活に大きくかかわる重要な計画に関する情報で例えば、25年度では新病院基本計画、生涯学習基本構想後期推進計画、環境基本計画、地域福祉計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、このほかでは、総合振興計画などがあります。

2点目が、住民の皆さんに積極的に情報を提供するものとして、例えば、1点目を含めたほか実施計画、行革推進本部、財政シミュレーションなど毎年度情報を提供しております。そして、住民生活に大きくかかわる重要な計画を策定する場合、住民の皆さんから意見をいただきます。これが住民参画の推進第8条で町は住民生活に大きくかかわる重要な計画を策定する場合は、計画の概要、計画策定の日程、予定する住民参画の手法などを公表し、次の2つ以上の方法により

住民の意見を求め、十分な検討を行うものとあり、その方法は1点目が現地確認及び関係者の聞き取り調査の実施、2点目が、アンケート調査の実施、3点目が広報及びホームページ等の活用、4点目が地域懇談会の実施、5点目は公募による住民会議等の開催、6点目はモニター制度の実施、7点目がワークショップの活用、8点目はパブリックコメントの実施、9点目は所属機関等の設置、10点目はその他町長が必要と認める方法となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういうような形で進めて行かれているのかなと思いつつ、そういう形で進めていただきたいということで質問いたしますが、全員協議会で住民説明会の結果報告と、町立芦屋中央病院建てかえ基本計画について、立派な報告書が出ているわけですが、これを、この報告書についての住民説明会や座談会を開催しないのですか、という質問ですね。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

平成24年の10月に町立芦屋中央病院の移転建てかえの方針を決定した中で、議会にも報告し、住民の皆様には広報でお知らせをし、東公民館、中央公民館、山鹿公民館で住民説明会を行ってきました。

また、25年からは基本計画の策定に取り組み、9月に素案を策定し、また議会に報告し、9月下旬から12月上旬まで約2カ月半の期間をかけて、全自治区及び町全体として、山鹿公民館、中央公民館で住民説明会を開催いたしました。この中では、町民の皆様から多くのご質問、ご意見をいただきました。これらの意見を十分に検証した上で、新病院基本計画の策定に至ったところでございます。

住民説明会の結果と、新病院基本計画につきましては、2月の13日に議会全員協議会にご報告いたしました。このことにつきましては、今後、ホームページに掲載するほか、書面を図書館、中央公民館、東公民館、山鹿公民館、役場企画政策課、病院事務室に配置することで、住民の皆様にはお知らせをしたいと考えております。

このようなことから、住民説明会をこれまで実施をしておりますので、これらの意見を検証して、基本計画を策定しています。したがって、再度、説明会を開催する予定はありません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

執行部の皆さん、病院関係の方々が二十数回説明会をやられて、そして、きめ細かに集約されて、きめ細かに分析された町の説明書があるわけですね。この説明書を住民の皆様方が懇談会やそういうものがあつたとしてですね、再度あつたとして、これに納得される方もあるでしょうし、またこれについてもう1回聞きたいというような方もおられるわけですよ。

このような大事な資料、これをただね、もう基本計画が出た後にホームページなんか載せるといふことは、本当、宝の持ち腐れじゃないかと思うんですよね。労多くして効果がないやないかと、ある人に言わせれば、アリバイづくりではなかったかと、この23回の住民説明会は、というような意見もあるわけですね。

だから、本当は膝を交えて、これを提出し皆さん方と協議する、膝を交えて丁寧に説明するといふことが、いわゆる住民参画まちづくりではないんですか。

患者さんは芦屋の町民ですよ。

次に行きます。過疎債の期限が5年間延長されましたが、もうその理由は何かということについては、もう答弁はよございますが、とにかく、平成27年度までと、期限が27年度までといふことであつたので、それに基づいてといふか、それに逆算をして事業検討委員会とか、議会特別委員会とか経営検討委員会等を開いてきたと思うんですけれども、この病院の完成といふのは、昨日の刀根議員の質問に対して、平成30年度に完了するといふことをおっしゃいましたが確認します。それでいいんですか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

平成30年の5月移転ということで、現在のスケジュールでは予定しております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

で、あるならば、私たちは27年度期限だということ前提で、そのように進められてきました。32年であれば、2年間の余裕期間があるではありませんか、だから、この住民説明会をするには2年もかかりません。3カ月、4カ月あればできるじゃありませんか、そういうことをやった後に、本議会へ提案されていますその定款、それから議案ですね、幾つかの議案について、これを今議会では白紙にしてですね、そして今年の9月、12月議会に提案されてみてはどうですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

基本計画について、再度住民の皆さんの意見を聞きなさいと、そういうご質問でよろしゅうございませぬ。

○議員 4番 妹川 征男君

はい。

○副町長 鶴原 洋一君

先ほど、病院事務長も答えておりますが、特にまた住民参画まちづくり条例との関連を踏まえて、ご質問されているようでございます。

先ほど、企画のほうの課長が説明しましたが、住民参画条例はこのようになっております。町は住民生活に大きくかかわる重要な計画を策定する場合は、計画の概要、計画策定の日程、予定する住民参画の手法などを公表し、次の2以上の方法により、住民の意見を求め、十分な検討を行うものとする。住民の意見を求め、十分な検討を行うものとするということでございます。

私どもは、この条文に基づき、情報を公表し、そしていろいろな方からの意見を聴取し、また移転建てかえに伴うこと、それから基本計画に伴うもの、そのように2度にわたり段階を踏んで検討、検証をしてきた結果の今回の計画でございます。したがって、いろいろな意見を頂戴した上で、まとめたものを再度、住民の皆さんに意見を求めるということについては、考えていない。このように答弁いたします。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、次にいきます。時間がありません、担当者の方申し訳ありませんが、大君ごみ処理場跡地に太陽光発電を誘致するとあるが、大君ごみ処理場はいつから埋め立て始め、いつ移転したのか、またごみ処理内容、処理推定量はいくらかということについては、もう、これは後日、聞かせていただきますが、この大君の神社前のごみ焼却場、そしてその後ろ側にある最終処分場というところは、今現在ですね、大君神社が祭られています。

皆さん方もご存じのように、安徳天皇の行在所、それから、仮御所ということで菊の紋章をうたった石のほこらがあり、私も何回も登りましたが、そういうところで地域の安徳会という方々も今維持管理されております。

安徳幼帝を慰めるためのお花畑をつくられたことも、語り継がれておりますし、お花畑という地名も残っていますし、また平家の公達が鶴と遊びたわむれたとい谷には、チゴガ池という、本

当にすばらしい池が昭和40年ごろまであったと、また泳いだという人たちもいますが、このような歴史遺産の地に、ごみ焼却場、ごみ処理最終処分場をつくったことは非常に残念です。

まあ、しかし、これを掘りかえすといことについては、数億円以上のものがかかるということです。ですから、メガソーラを設置することについては、遊休地を、有効に使うということで、いいとは思いますが。

5番目の質問ですが、大君ごみ処理跡地の土壌調査とか地下水調査等の実施結果について、私たちは全員協議会で聞かされております。が、これについては、町民にはいつ明らかにするつもりでしょうか。

つまり、私ども、あそこ何回か歩く中で、また地域の方もあそこの土地土壌がどうだろうかと、ガスの発生があるのではないだろうか、飲料水には影響ないかもしれないけど、どうなってるんだろうかという不安があるわけですね。そういうものをせっかく、実施結果出されておるわけですから、私たちの手元にもあります。

こういうことについて、町民にいつ明らかにされるのかなというふうに思います。

それと、6番目に入りまして、この住民説明会について、どのように考えていますか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

まず、1点目でございます。実施しました大君ごみ焼却場跡地の環境調査は、廃棄物処理法や土壌汚染……。

○議員 4番 妹川 征男君

お答え、最後の分のでいいですよ。6番目。

○企画政策課長 中西 新吾君

6番でいいですか。

○議員 4番 妹川 征男君

はい。6番です、事業実施の方法及び住民説明会で結構です。

○企画政策課長 中西 新吾君

すみません、そのまま引続きさせていただきます。

○議員 4番 妹川 征男君

もう時間がありませんから。

○企画政策課長 中西 新吾君

大君焼却場跡地を含めた町有地をメガソーラーの設置事業者に貸しつける方法としています。事業者については、公募により広く募り事業者を選定したいと考えております。また、町民の皆

さんへの説明、お知らせとして、広報紙にてお知らせする予定にしておりますが、大君地区の皆さんには自治区と相談し、必要に応じて説明に伺いたいと考えおります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この全員協議会においては、回覧板と書いてありましたけど、そういう説明会を事前の説明をやっていただきたいと思いますが、これは別に大君区だけではありませんね、これは町の財産ですから、やはり中央公民館とかで、ないしは大君区でもいいですけど、自由に参加できるような体制をとっていただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

まず、町では大君ごみ処理場跡地という遊休地の有効活用の観点で、貸し付けを実施するということしか決まっております。

あくまで、貸し付けを行うということです。その方法など、情報提供は広報などにてお知らせしますが、どのような規模になるかなどは、具体的な内容は事業者を決定する公募前には、説明のしようがありません。

また、多くの町民の方の生活環境に大きくかかわるものではありません。芦屋町の長年の懸案であった、ごみ焼却場跡地の有効利用がこの事業により、実施することを目指して、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私は、住民説明会を十分にやっていただきたいというふうに思います。そういう環境問題にしる、土地のそういう廃棄物での問題点等もありますから、十分に納得していただけるだろうとは思いますが、まず、その住民参画まちづくり条例という立場で、情報を地域住民、町民に積極的に提供すると、そして、そういうメガソーラーを設置していくんだと、遊休利用するんだということで、大いにPRできると思うんですね。

それを、決まってから説明するのではなくてですね、こういう方向性でいきますよと、別にね、この問題について反対をされる方は少ないだろうと、反対するような人はいないだろうと思うん

ですけれども、こういうすばらしいことを大いにPRすべきではありませんか、まあ、時間が差し迫っておりますが、私は最後に情報公開条例というのがありますよね、これは町行政に対する住民の理解と信頼を深める、より一層の民主的な行政の推進を図り、住民参加による町政の進展に資することを目的とするのもありますね。

例えば、町長のマニフェストでは、皆様方とともにつくる芦屋町、地域ぐるみで協働する、住民の皆さんと町の情報を共有する、そういうような話でありましたけれども、私は、少しですね、やっぱりむなしさを感じるんですよ。

何か芦屋行政というのうらはらなことが行われているのではないかなというようなことの心配があります。

ぜひですね、積極的に住民の目線に立って、そして膝を交えて話し合える機会、何度でも、たくさんあるんですから、そういう機会をとらえて、前向きに進んでいただきたいというふうなことを考えております。

ぜひ、その方向性で行っていただきたいと思いますが、いかがですか町長。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

その方向性で行っていないというふうに妹川さんがお考えであれば、それはそれで結構でございますが、まず、町民の代表は議員の皆さんでございます。選ばれている。

全員協議会でまず皆さん方にご説明をする。これは、もうスタートラインでございます。

それからパブリックコメントをかけますよね、これが住民の皆さんのご意見を聞く。パブリックコメントを開く、そして住民の皆さんのご意見を聞き、それから広報あしやに載せます。

そういうことで、ご意見を聞いていろんな政策に取り組んでおるわけでございます。先ほど副町長が言いましたように、この参画の、10点あるわけでございますが、この中で例えば、病院の件で上げれば、これは次の2以上の方法により住民の意見を求め、検討を行うものとするというように条例で定めてあるわけでありまして。

病院の件につきましては、まずアンケート調査をやり、それから広報ホームページでお知らせし、全地区回ってご意見を聞いた、そして、いろんな、また、さらにお知らせしたということで、これ以上、何をせよと言われるのかという意味が私にはよくわからない。

病院の院長もお忙しい中、約1カ月半かけて回っております。念には念を入れてやらしていただいたと思っております。他の施策につきましてもそうであります。

妹川議員が言われるとおりにすれば、例えば地域福祉計画、環境基本計画、防災計画、障害福祉計画、高齢者、これらも全町的のものでございますよね、ただ一つ一つそれを住民説明会一つ一つやる

のか。たくさんやらなくちゃいけないことがあるわけです。

住民の福祉のためにはですね、だから大事なことはと、うたっているわけですよね。だからその辺は議員の皆様方に住民の皆さんがその件を負託されているわけですから、議員の皆さん方とよく、はやりまずは審議するというのが第一義ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

以上で妹川議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時20分散会
